

# 「令和5年度 児童クラブ利用」(随時)をされる場合の 申請から利用開始までの流れについて

## 1. 随時申請について

利用申請書(用紙)と「児童クラブ利用案内」(説明)の配布  
事務局及び各児童クラブで配布 随時

## 2. 児童クラブ利用申請の受付

(1). 受付期間 .....**毎月20日締め切り**

**※長期休暇のみの受付はしていません。**

**※利用は1か月単位(1日～月末まで)になります。**

**※育休復帰の方は復帰日の属する前月1日から利用が可能です。  
(前々月の20日までに申請してください。)**

(2). 受付場所 等

受付場所	受付 曜日・時間
わくわく キッズ 事務局 (水口町八坂 2-18) 問合せ 0748-63-4655	平日(月～金・祝日除く) 9:30～17:30

## 3. 利用申請提出後の流れ

(1). 入所基準(規定ポイント)の判定

(2). 児童クラブ毎の利用受入数決定により、利用許可者・待機者の内定

(3). 【利用許可者】 **利用許可決定通知** ..... 締め切り翌日(21日)  
【利用待機者】 **利用不許可決定通知** ..... 締め切り翌日(21日)

(4). **入所決定者書類提出** .....**決定後速やかに(事務局へ・平日のみ)**

(5). **新規利用児童親子面談(各児童クラブ)** .....**利用決定後の入所までに  
決定後～27日までに(1人10分程度)**

(6). **随時利用開始(決定した月の翌月)** ..... **毎月1日～**